

市県民税

対象

平成31年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当し、所得税の申告をしない方

■給与所得者

平成30年中に退職した、2力以上から給与を受けた、給与以外に所得があった、雑損控除・医療費控除を受ける など

■公的年金などの受給者

年金以外に所得があった、支払元に扶養控除等申告書を提出していない、社会保険料控除や生命保険料控除を受ける など

■営業・農業・不動産・利子・配当などの所得があった方

※所得がなくても、国保の軽減適用などのため申告が必要となる場合があります。申告書を送付された方は、申告書裏面の「所得がなかった場合」の記載欄に記入して提出してください。

市県民税申告会場での所得税申告

市県民税申告会場で、所得税申告のうち次の相談ができます。

・給与所得（年末調整をしていない場合など）

・公的年金などの雑所得

・医療費控除、寄附金控除など

※事業所得（営業・農業）、不動産所得

譲渡所得（土地・建物・株式など）、山林所得、申告分離選択の配当、住宅ローン控除の初回、贈与税、消費税の相談はできません。

※確定申告書提出の必要がなくても、市県民税申告が必要な場合があります。

所得税

対象

■給与所得者のうち、次のいずれかに該当する方

・年間収入額が2千万円を超える

・1力所から給与の支払いを受け、給与所得・退職所得以外の各種所得合計額が20万円を超える

・給与の支払いを2力以上から受け、年末調整されなかった給与の収入と、給与所得・退職所得以外の各種所得との合計額が20万円を超える など

■公的年金などの受給者

※公的年金の収入が400万円以下でそれ以外の所得が20万円以下の方は、還付申告ができます場合があります。

■個人の事業・不動産所得者

各種所得合計額が所得控除より多い など

■土地・建物などを売却した方

譲渡所得を含む各種所得合計額が

所得控除より多い など

※相続税の相談をする方は、事前に税務署へお問い合わせください。

事前相談会

とき 2月6日(水)～15日(金) (土・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後4時※混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。

ところ 豊橋税務署 1階申告会場

対象

・給与所得者で金融機関などから借り入れをして新築・中古住宅を取得した方

・年金受給者で還付申告する方

税理士による無料税務相談所

とき 2月18日(月)～3月5日(火)

(土・日曜日を除く) 午前9時30分～午後4時

ところ 市民体育センター

対象

・給与所得者、年金受給者

・事業所得、不動産所得のうち、平成29年分の所得金額が300万円以下(消費税課税事業者の場合、平成28年分課税売上高が3千万円以下)の方。

※譲渡所得、山林所得、贈与税の申告受付・相談は、税務署へお越しください。

確定申告書の作成はインターネットで



国税庁ホームページ内確定申告書等作成コーナーを利用すれば、簡単に申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Tax や郵送で税務署(〒440-8504)に提出してください。

e-Tax での提出方法 ①マイナンバーカード方式 ②ID・パスワード方式(事前取得が必要)

問合先 作成コーナーに関する質問 ☎ 0570-01-5901、マイナンバーカード利用の設定 ☎ 0120-95-0178 ※自動音声1

★スマホ×確定申告 スマート申告が始まりました

スマホ専用画面で確定申告を作成することができます。

対 象 年末調整済の給与所得者で、医療費控除や寄付金控除による申告をする方 [スマホ 確定申告 検索](#)